

いわての学び希望基金へのご寄附のご案内



いわての学び希望基金とは？

平成 23 年東日本大震災津波により、岩手県では、親を失った子どもが多数確認されております。また、被災地では親が仕事を失った子どもたちも多く、厳しい経済状況に置かれています。こうした子どもたちが自らの希望に沿った学校を卒業し、社会人として独り立ちするまで、息の長い支援を行うことを目的に、県では、平成 23 年 6 月に「いわての学び希望基金」を設置し、全国の皆さまからの善意の寄附を広く募っています。

寄附の手続きは？ ～個人の方はふるさと納税で、法人（団体）の方は口座振込で～

寄附金は、**個人の方と法人（団体）の方**とに分けて次のとおり受け付けております。

【個人の方】

1 ご寄附の方法

寄附申込書（別紙のとおり）に必要事項をご記入のうえ、下記の問い合わせ先に FAX、電子メール又は郵送での送付をお願いします。

併せて、金融機関において、下記の口座への寄附金の振込をお願いします。

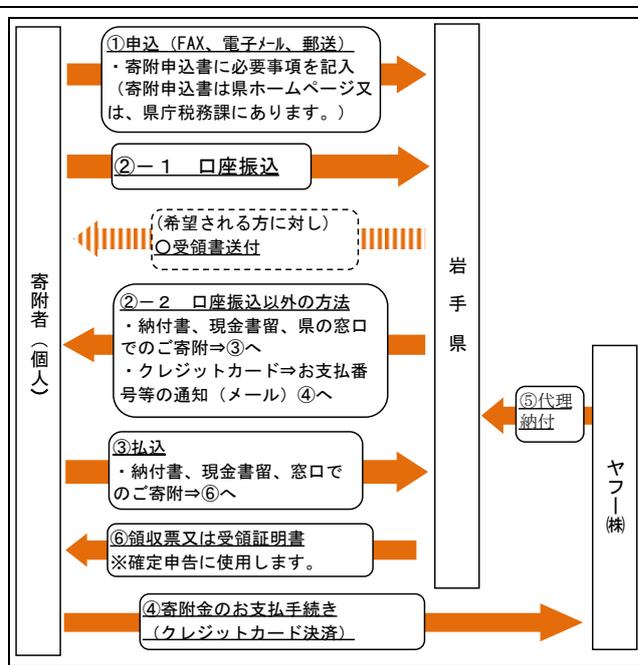
口座振込以外にも、県の納付書、現金書留、クレジットカードでのご寄附も可能です。

（ふるさと納税制度をご利用いただけます。）

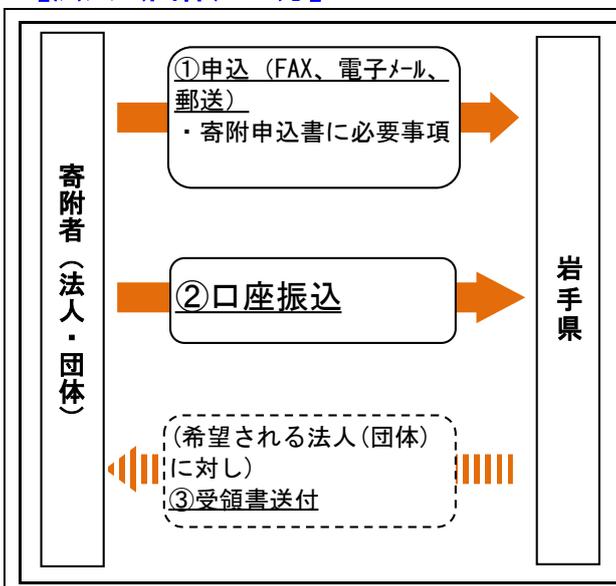
2 お問い合わせ先

岩手県総務部税務課

- ・住所：〒020-8570 盛岡市内丸 10-1
- ・電話：019-629-5144
- ・FAX：019-629-5149
- ・E-mail：AH0004@pref.iwate.jp



【法人（団体）の方】



1 ご寄附の方法

寄附申込書（別紙のとおり）に必要事項をご記入のうえ、下記の問い合わせ先に FAX、電子メール又は郵送での送付をお願いします。

併せて、金融機関において、下記の口座への寄附金の振込をお願いします。

法人や団体の方は、**銀行口座への振込みのみ**となります。

2 お問い合わせ先

岩手県復興局総務課

- ・住所：〒020-8570 盛岡市内丸 10-1
- ・電話：019-629-6922
- ・FAX：019-629-6944
- ・E-mail：AJ0001@pref.iwate.jp

◇寄附金の振込先について

振込先 銀行名・支店名	預金種目・口座番号	受取人 口座名義
岩手銀行（コード 0123） 県庁支店（コード 009）	普通預金 2 0 1 7 1 8 6	津波・震災孤児等支援寄附 （ツナミ・シンサイコジトウシエンキフ）

※岩手銀行各店の窓口での振込については、手数料が免除されます。その他の金融機関及び ATM での振込については、金融機関により取扱いが異なりますので、お手数でも各金融機関にご確認のうえ手続きをお願いいたします。

◇税法上の措置について

寄附いただきました金額については、下記のとおり取り扱われます。

口座振込により手続きいただいた際、お手元に残る振込金受取書（受領書）は、寄附金控除又は損金等を受けるために必要な書類となりますので、大切に保管いただきますようお願いいたします。

- (1) 所得税法第 78 条第 2 項第 1 号の規定に基づく寄附金控除（2 千円を超える場合）
- (2) 地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号の規定に基づく寄附金控除（2 千円を超える場合）
- (3) 法人税法第 37 条第 3 項第 1 号の規定に基づく損金

※提出書類等の詳細につきましては、お手数ですが、お近くの税務署にご確認をお願いします。

◇受領書の発行について

お申し出のあった方のみ受領書を郵送させていただきます。

個人の方で受領書が必要な方は、「寄附申込書」の自由記載欄に「受領書交付希望」とご記入をお願いいたします。

法人・団体の方で受領書が必要な方は、「寄附申込書」の受領書交付希望欄にご記入をお願いいたします。

寄附金は誰に渡すの？ 寄附金の使い道は？

皆様からご支援いただいた寄附金は、東日本大震災津波により被災した地域の高校生が教材や制服をそろえたり修学旅行に参加するためなどに必要な資金、小・中学生や高校生が文化部・運動部の大会に参加するための経費、また、この震災により親を失った子どもたちが、希望する進路を選択できるよう、また、勉強やスポーツ・文化活動等に励んだりできるよう、社会に出るまでに必要な「暮らし」と「まなび」に要する資金として活用させていただきます。

一寄附金を活用して実施している事業一

・いわての学び希望基金未就学児童給付事業

（担当部局：保健福祉部）

東日本大震災津波で親を失った就学前の児童への給付金

・いわての学び希望基金奨学金給付事業

（担当部局：教育委員会）

東日本大震災津波で親を失った小学生から大学生（専門学校生含む）までの児童生徒及び学生への給付型奨学金（返還不要）

新渡戸稲造の思いを現代に！

岩手の偉人の一人に「武士道」を著した新渡戸稲造がいます。

新渡戸稲造は、今から百年以上前、札幌農学校教授時代に家庭の事情などで勉強がしたくても学校に行けなかった子らを集めた無料の夜学校「遠友（えんゆう）夜学校」（論語の一節「朋、遠方より来る有り、亦楽しからずや」にちなんでいます。）を設立しました。

その設立は、子どもたちに、「学ぶ楽しさを教え、将来、社会に役立つ人物になってほしい」との思いによるものと言われています。

◆対象者及び奨学金等の額

本県で東日本大震災津波に被災し、親を失った児童（未就学児童を含む）、生徒及び学生（県外に転居した者を含む）

ア 未就学児童	月額 20,000 円
イ 小・中学校等に在籍する者	月額 20,000 円
ウ 高等学校等に在籍する者	月額 40,000 円
エ 大学及び専門学校等に在籍する者	月額 60,000 円
オ 一時金	小学校入学時 60,000 円
	小学校卒業時 90,000 円
	中学校卒業時 135,000 円
	高等学校卒業時 300,000 円

ー以下の事業は平成 24 年度からー

～東日本大震災津波で被災した地域の子どもたちがもっと元気になるように～

被災地では、被災により家計が急変した世帯が多数生じています。また、仮設校舎での学校生活を余儀なくされ、安全な空き地確保のため校庭に応急仮設住宅を建設せざるを得ないなど、子どもたちの部活動に大きな制約が生じている学校があります。このような状況でも、被災地の子どもたちは、精一杯、部活動に励んでいます。こうした子どもたちが部活動を通じて、学ぶ意欲の向上や責任感、連帯感等を養いながら、もっと元気になるための事業を立ち上げました。

■いわての学び希望基金教科書購入費等給付事業

東日本大震災津波に被災した高校生に対し、教科用図書、制服代、修学旅行費を支援。

■いわての学び希望基金被災地生徒運動部活動支援事業

東日本大震災津波に被災した中学生、高校生がこれまでと変わらず県内外の大会に参加するために必要な交通費等を支援。

■いわての学び希望基金被災地児童生徒文化活動支援事業

東日本大震災津波に被災した小・中学生、高校生がこれまでと変わらず県内外の大会やセミナーに参加するために必要な交通費等を支援。